

令和2年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第3号）

（輝くふるさと常任委員会）

令和2年9月9日（水）

午前10時 開 議

【開 会】

【 会議録署名委員の指名 】	
日程第1	会議録署名委員の指名	
【 議案第40号～第43号・認定第3号～第6号・同意第4号～第6号審査 】		
日程第2	議案第40号 令和2年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）	
日程第3	議案第41号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	16
日程第4	議案第42号 防災行政無線デジタル化工事の請負契約の締結に関し 議決を求めることについて	17
日程第5	議案第43号 財産の取得に関し議決を求めることについて	17
日程第6	認定第3号 令和元年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定について	17
日程第7	認定第4号 令和元年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入 歳出決算の認定について	31
日程第8	認定第5号 令和元年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出 決算の認定について	31
日程第9	認定第6号 令和元年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳 出決算の認定について	32
日程第10	同意第4号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることにつ いて	32

日程第11	同意第5号	教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	33
日程第12	同意第6号	固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて	33
【 請願第1号審査 】			34
日程第13	請願第1号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願書	
【 発委第2号 】			38
追加日程第1	発委第2号	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について	
【 意見書について 】			39
日程第14		新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について	
【 発委第3号 】			40
追加日程第2	発委第3号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について	

令和2年巻町議会9月定例会議 会議録（第3号）輝くふるさと常任委員会

告示年月日	令和2年8月27日（木）			
再開年月日	令和2年9月4日（金）			
会議の場所	葛巻町役場			
会議年月日	令和2年9月9日（水） 開議10時00分 閉会14時02分			
委員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅 早 早	委員氏名	出席の有無	委員氏名	出席の有無
	下屋敷 幸男	○	鈴木 満	○
	遠藤 裕樹	○	姉帯 春治	○
	近藤 聖	○	辰柳 敬一	○
	山崎 邦廣	○	高宮 一明	○
	柴田 勇雄	○	中崎 和久	—
会議録署名委員	下屋敷 幸男		姉帯 春治	
会議の書記	議会事務局長	触 沢 誉	議会事務局長補佐	和 野 美 歌

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町 長	鈴木 重男	健康福祉課長	檜木 幸夫
	副 町 長	觸 澤 義美	農林環境エネルギー課長	松 浦 利 明
	教 育 長	高 畑 嗣 人	建設水道課長	和 野 康 弘
	農業委員会長		こども教育課長	千 葉 隆 則
	代表監査委員		まなび交流課長	大久保 栄 作
	政策秘書課長	中 山 優 彦	病院事務局長	大 石 和 人
	総務課長	服 部 隆 行	政策秘書課室長	波 紫 徳 彰
	いらっしやい葛巻推進課長	石 角 則 行	総務課財政係長	近 藤 桂 太
住民会計課長	坂 待 典 子			

(開会時刻 10時00分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから、輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は、9名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

ここで、副町長より発言の申し出がありますので、これを許します。副町長。

副町長 (觸澤義美君)

お疲れ様でございます。このたびの9月の定例会議におきまして上程しております案件、本日の委員会において、ご審議をお願いするものでありますが、その中で、議案第42号で上程しております防災行政無線デジタル化工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてであります。本来、議員各位からのご同意をいただいた後に広報くずまきにおいて入札結果を公表すべきところ、先般、発行いたしました広報くずまき9月号において、入札結果情報を誤って掲載したところであり、本来、踏むべき手続き、そして、また、手続きがなされる前に情報が開示されることはあってはならないことであり、このような状況になってしまいましたことを大変申し訳なく、深くお詫び申し上げます。これまでも職員に対しましては、情報提供の在り方、あるいは事務手続上の確認や取り扱いなどにつきましては十分に留意した上で、細心の注意を払って対応するように指導しておったところであります。改めまして、今後このような誤りが発生しないようにチェック体制の強化に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

これから、本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、委員長から、下屋敷幸男委員及び姉帯春治委員を指名します。

次に、議案審査を行います。質疑、答弁とも簡潔、明快にお願いします。また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

はじめに、日程第2、議案第40号、令和2年度葛巻町一般会計補正予算(第5号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。近藤委員。

近藤聖委員

3番、近藤です。よろしく申し上げます。資料の13ページの7款の商工費のですね、商工振興事業費の個人商店等誘客環境改善事業費、水洗トイレの補助金ということなんです。これについて、ちょっとお聞きします。これは令和元年度から引き続きの事業のようですけども、これは町内何店舗くらいが、もう既に設置しているのか。今後どの

くらいの数になるのか。それから、申し込みがもっと増えていった場合には増額していくのかについて教えてください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

いらっしやい葛巻推進課長。

いらっしやい葛巻推進課長（石角則行君）

ただいまの委員さんのご質問にお答えします。いわゆる個人商店誘客環境改善事業費、水洗トイレ化という内容でございます。ご質問のありました、これまでの件数はということですが、実績の方にもございますが、これまで2件ほど実績があります。今年度の想定していた予定数に達しまして、そのほかにもやりたいということで応募がありまして、その部分につきまして追加をしたものでございます。このことにつきましては、町でも環境の保全、あるいは誘客等につきまして、環境改善をしながら、より良い商工環境をつくっていくという観点からも、この水洗トイレ化は進めていきたいと思っておりますので、この動向を見ながら予算の増減につきましては検討していきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

重ねてですが、町のどの辺に、どこのという商店名はあれでしょうけども、どの辺に設置されたのでしょうか。今後は、また、どの辺に設置したいという予定があるのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

いらっしやい葛巻推進課長。

いらっしやい葛巻推進課長（石角則行君）

実績がどの辺かということで、お答えしてよろしいでしょうか。実績とすれば、ちょっと店舗名は申し上げられませんが、いわゆる町場の店舗が2店ありました。今年度は同じく、町中心部、学区では葛巻小学校学区といいましょうか、それと江川学区の方で1件ありまして、今後につきましても、そのような問い合わせ等であります。町とすれば、どの辺にやりたいというよりは、この商工全体にですね、町場が中心で商工店は多いのですが、町全体として、やはり、こちらを考慮しておりますので、どの辺にやりたいということでは特になく、商工会を通じて、こういうふうな制度がありますので、広くですね、ご利用、ご活用くださいということで周知、ご案内をしているものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

あと一つ、すみません。これは、すごく良い事業だなと思ったんですけども、そのトイレを設置するときに、制約というんですか、形の何かルールみたいな、そういうものはあるのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

いらっしやい葛巻推進課長。

いらっしやい葛巻推進課長（石角則行君）

ルールにつきましては、対象となる店舗の決まりですね、そういったものにつきましては、葛巻町内に店舗もしくは事業所を置き、かつ代表者が住居し、町内において商工業を営む個人または法人ということの規定、あるいは店舗及びその敷地内の顧客用水洗トイレの設置ということで限定をしておるもので、いわゆる簡単に言ってみれば、家族用で使うものではなくて、お客様のために、あるいは来客してですね、道行く方に敷地内の附属したところで、それを付けていただくといったものに対しまして補助をしているものでございます。あとは、例えば税金の滞納がないとか、そういった制限等は細かなものはありますが、概ね、そのような形での対象者への提供というような内容となっております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

ありがとうございます。私が聞きたかったのは、これは観光にもすごく役立つのではないかと思ったのでお聞きしたんですが、例えばトイレは、形はどうでもいいっていうのではなくて、入りやすいというんですか、観光客がその店舗のトイレを利用するときに、入りやすい、使いやすいというようなことが中にあると、もっと良いのかなと思ったのでお聞きしました。今後お考えいただければと思います。よろしくお願いします。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。遠藤委員。

遠藤裕樹委員

商工費で、14 ページですけども、プレミアム付商品券事業費、これについて、これは11月から1月までのプレミアム付事業費だと伺いましたけども、この事業費1,200,000円という項目があるんですけども、これは、どのような使われ方をするのか、お伺いしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

いらっしやい葛巻推進課長。

いらっしやい葛巻推進課長（石角則行君）

ただいまのご質問、プレミアム商品券の中の事業費補助1,200,000円の部分の内容はどのようなものかということで、お答えしたいと思います。こちらにつきましては、プレミアム商品券は、商工会の商協組合ですか、こちらの方で運営していただいております。その仕組みを使いまして、お願いしているものでございます。このプレミアム商品券を発行するにあたって準備する、その商品券ですね、印刷費であるとか、袋詰めをするとか、あるいはチラシにて皆さんのところにも、町民のところにもいったと思うんですが、このような商品券が出ますというご案内の文書ですね、チラシを入れるとか、そのような様々な経費がございまして。その部分が、この還元手数料という形で、この商協さんの方で運営費ということでパーセンテージを課してですね、換金する際に手数料として取っている仕組みなようでございます。今般のプレミアムの考え方をしたときに、このような形で商店さんに経費がかかるというのはですね、些か、何というんですか、支援するものに、ちょっと相応しくない、あるいは今回やった、前回のですね、補正でいただきました1億円の分のやったものを、執行もかなりあるんですが、その手数料の負担が割と出てきているということで、なんとか、その部分、例えば印刷費であるとか、うまくですね、補助できないかといった商工会からの申し入れがありまして、それを受けて、そういった事務費、いわゆる、こちらとして見込んだものは印刷手数料が約このくらいかかるであろうということを聞いておりましたので、その分として補助してあげるという内容のものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。山崎委員。

山崎邦廣委員

お伺いします。ページは10ページ、2款、総務費、1項、6目、企画費、12節の委託料について伺います。地域未来構想具現化調査業務1,000,000円でございます。この業務の詳細について、お願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

地域未来構想具現化調査事業費の調査費の概要ということではございますが、これに、これらの地方交付税、地方創生の臨時交付金を活用してのものでありますので、その関連から少しお話をさせていただきたいと思っております。今回のコロナの感染症対策といたし

まして、国の方で地方創生の臨時交付金として、これにつきましては、地方自治体が実施する単独事業の財源に充てるための交付金として交付されているものでありますが、当町におきましては304,500,000円ほどを1次、2次の枠の中で配分をされることになっているものであります。町では、今回の5号補正におきましても、この感染症対策といたしまして136,500,000円ほどを事業化し、この財源として臨時交付金を120,000,000円ほど計上している内容となっているものであります。この交付金の活用であります。これにつきましては、令和2年度の当初に計上されている予算と、それから、今年度補正予算で予算化していく、その事業に対して積算しながら交付されるものであります。そういう中で、事業の繰り越しは認められておるものであります。基金等への積み立ては認められていないというものであります。そのために、交付された臨時交付金を最大に活用するために、既に予算化している120,000,000円ほどがありますが、差し引いた184,000,000円ほどが現在までの予算化されているコロナ対策の、さらに強化していかなければならないという対策にも充てることのできるものでありますし、新たにコロナ対策に向けての計上することが必要であると、そういったふうなもの等に活用できる臨時交付金となっているものであります。町では、これまで136,000,000円ほど事業化しておりますが、大きく分けまして、感染対策拡大の防止対策に35,000,000円ほど、そして、また、経済生活支援対策に101,000,000円ほどであります。計上しているものであります。今後におきましても、そういう新型コロナ感染が町民の生活、あるいは産業経済に与える影響を見極めながら対策を講じてまいりたいと、このように考えているものであります。以上であります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

今後につきましては、状況を見ながらというお話であります。それで、今後、このコロナ対策を契機としまして、地方創生の取り組み、どのように取り組んでいくお考えなのか伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

昨日の一般質問等の中でも若干答弁の中に触れている部分もあったわけですが、今回の感染症によりまして、世の中の大きな変化が出てきていると、そのように思っております。そのひとつには生活の在り方であったり、経済活動の在り方であったり、あるいは教育の在り方等々各分野において、これまでにない大きな変革といたしますか、そういう状況が求められていると、このように認識しておるところであります。これまで当たり前に行っていたものであっても、アフターコロナの世の中にあっては、感染予

防を念頭に置きながらも新しい生活に沿った実施を心掛けていかなければならないと、このようにも思っておるところであります。このような中に、東京一極集中であったり、あるいは地方回帰という流れが今、一方で進んできているわけではありますが、そういう中で、これまでも課題でありました東京圏での人口の過密と申しますか、地域において、今回は特にコロナの感染がまん延したということによりまして、改めて、その必要性も高まっていると、このように思っておるところであります。特に、テレワークなどの新しい働き方が広く浸透しまして、コロナ禍発生前から議論されておりました労働改革と申しますか、働き方改革等も併せながら、これまでにないスピードで進んでくるものと、このようにも予測しておるところであります。そういう中に、テレワークにつきましては、特に居住地と申しますか、勤務地と必ずしも一致しなくても、その東京の企業の仕事を地方で今できる仕組みにも、可能性もあるわけありますので、こうしたことから、東京一極集中、それから、テレワークの推進といった、この流れを町としてもチャンスと捉えまして、これまでの町の重要な課題でありました、位置づけでありました、人口減少の解決にもつなげてまいりたいと、このように思っておるところであります。今回の補正につきましては、国が新型コロナ対策として、地方創生の臨時交付金として活用する20の構想、政策分野であります。地域未来構想20というのを推進したいというようなことで国の方で掲げているわけではありますが、当町においても、この中の実現可能なもの等を、この調査の中で取りまとめていきたいと、このように思っているものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

もう1件、お伺いをいたします。14 ページ、9 款、消防費、1 項、5 目、災害対策費の需用費 3,030,000 円、これは説明がありましたように、避難所のパーティション、簡易ベッドの整備であります。今回の補正で、避難所全体でどの程度の整備の割合となるのか、お伺いをいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。今回、避難所へのパーティション、簡易ベッド等の整備を予定してございますが、こちらは双方とも追加分として計上するものでございます。補正後の数といたしましては、パーティションが 50 セット、それから、簡易ベッドが 37 台となるものでございまして、スペースの関係上、全避難所ではなく比較的大きな避難所に設置予定としてございます。概ね 4、5 カ所に備蓄を想定してございまして、例えば社会体育館でありますとか、江川センター、小屋瀬センター、市部内のセンター、役

場等を想定してございまして、必要に応じて各避難所へ持ち込むといった使い方を想定してございます。ご質問の整備率の関係でございまして、こちらについては、分母をどのくらいの数で見込むかという問題がございまして、こちらについては、申し訳ございません。精査しておりません。どこまでの分母の数を設けるかというあたりは、まだ精査しておりませんので、こちらはご了承いただきたいと存じます。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

それでは、今回の補正のあとに実際に整備になると思うんですが、完成の時期とかスケジュールの方はどのようになっているのでしょうか、伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。今回の補正議決いただいた後、速やかに発注手続きを進める予定でございます。ただし、現在のコロナ禍の状況がございまして、納品には数ヶ月程度かかるという見込みを持ってございまして、納品には11月から12月頃を予定しているものでございます。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

8ページお願いいたします。8ページ、地方交付税の関係でございまして、この地方交付税の部分については、年4回交付されるようではありますが、4月、6月、9月、11月、この4月、6月、9月、既に入っていたものが、今回この補正額なのかなと思っておりまして、4月の交付、6月、9月の交付、この3回分の、どのような形で、こちらの方に交付になっているのか、まず、最初にお伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。今回の普通交付税につきましては、先般、額が確定いたしまして、3,140,000,000円ほどとなっております。4月、6月、9月、3回分は既に交付されてございまして、4月の額が748,000,000円ほど、6月が同じく748,000,000

円ほど、9月が821,000,000円ほどになってございまして、3回分合わせまして23億円ほど交付なっております、率で言いますと約74パーセントが交付済みとなっております。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。そうしますと、残りの分は11月交付というふうな認識でよろしいでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。委員おっしゃいますとおり、11月につきましては残りの、現在の確定額で言いますと821,000,000円ほど、26パーセントほどが11月上旬に交付になるという予定となっております。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、昨年度の実績と比べまして、普通交付税だいの伸び率が予測されますよね。現時点で昨年度の分と比べますと、6.9パーセント増というふうな説明がありましたので、そうしますと、算式は、普通交付税の部分については決まりきっているわけですが、規準財政需要額、引く、基準財政収入額というふうなことになっているわけですが、この、どちらの部分に影響額を、どのような中身が、この需要額で、あるいは収入額で反映されていくのか。それから、最終的に100パーセントの交付になった場合、昨年度の実績から比べまして、どの程度の伸び率になりますか。あと、2億いくらと言いましたか、その点を、まず、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。委員さんおっしゃいますとおり、対前年比で2億円ほどの増、6.9パーセント増となっております。こちらの主な要因でございますが、一番大きな要因といたしましては、本年度新たに創設されました地域社会再生事業費というものが

ございます。こちらにつきましては、地域社会の維持、再生に必要な取り組みに対する経費を算定するというものでございまして、大きな2つの柱がございまして、1つ目は人口構造の変化に応じた指標ということで、こちらは、全国平均を上回って人口が減少し少子高齢化が進行している団体の経費を割り増しするという内容でございまして、2点目の人口集積の歩合に応じた指標ということで、こちらは、人口密度が低く持続可能性への懸念が生じている地域への経費を割り増しするというものが今回創設された部分でございまして、こちらの増加分が約1億円、皆増となっている部分でございまして、以上でございまして。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

先ほども、ちょっとお願いしたんですが、最終的に100パーセント交付になった場合には前年度比、大体何パーセントになりますか。その部分お知らせください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。対前年度比で203,000,000円ほどの増で、6.9パーセントの増となるものでございまして。以上でございまして。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

現時点での9月末まででも6.9ですよ。さらに、これにやれば、もう少し増えるような感じするんですが、単純に考えれば、現時点では6.9で、それで分かりましたけれども、最終の見込みでは大体どのくらいになるのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。先ほど申し上げました交付税の決定額でございまして、こちらが、先般、確定した今年度の額ということで3,140,000,000円ほどでございまして。これが、年4回分の合計額となつてございまして、年度比較で言いますと6.9パーセントの増ということでございまして。以上でございまして。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。最終まで見込んだというふうなことで、はい。では、これに動きがなければ、これが3,140,000,000円というふうなことで理解してよろしいですかね。分かりました。ありがとうございました。

その次に、10ページお願いしたいんですが、10ページに新しい業務として、在宅勤務環境構築業務2,500,000円入っておりますが、これもコロナウイルスの関連かなと思っておりますけども、具体的にどのように役場職員の皆さんの勤務が変更といいますか、変わってくるのか、その業務内容について、そして、また、これは委託料にとっておりますけども、この委託料に、どのような形での委託になるのか、お知らせをいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。勤務内容等につきましては、現在のところは通常どおりの勤務となっておりますけれども、コロナが発生した当時にですね、どのようにまん延するか分からないということで、一応、職員を2班体制に分けて考えておきましょうということで、対策はしたところではございます。今回、岩手県の方にも、このような二十数名の方々が発生しているということで、いつ、どのような形で当町にも発生するか分からないということで、そのようなときには2班体制というふうな形で出勤するような形になるわけではございます。また、その半数の方々が今度は在宅勤務ということになるわけではございますが、その方々と役場とのやりとりをするためのテレワークの環境を整備しなければならないということでございまして、今回の2,500,000円の委託費につきましては、それを対応するためのパソコン機器の購入だとか、あとはWEB会議が今、県とのやりとりで、かなり多く出ておりますので、こちらの方の環境を整えるための2,500,000円というふうなことでございます。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

新しい事業ですので、あえてお聞きしましたので、新しい勤務の状況が、こういったようなのでコロナ対策をやるんだというふうな理解でよろしいですかね。はい、分かりました。

次に、15、16 ページにあります災害復旧事業費の関係で、お伺いをいたしたいと思いますが、これは140,000,000円ほど、それから、あと、農林水産業費にも若干、これは農地だけの5,900,000円ほどになっているわけですが、この災害については、いつ発生した部分を今回このように計上になっているのか、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

お答えいたします。今回の豪雨災害でございまして、国で示していますのは、7月10日から13日を対象とした災害ということになってございまして。当町の場合は、7月11日、12日に集中的に豪雨が発生したという状況でございまして、24時間の雨量につきましてですけれども、葛巻観測所においては112ミリ、小屋瀬につきましては138ミリ、五日市で133ミリ、中外川で127ミリの雨量の観測となっております。災害申請の基準を超えている状況ということで、今回補正でご提案させていただいている分につきましては、災害申請という形で国庫補助の方をお願いしながら進めていく工事というふうに考えてございまして。主な被災状況でございまして、まず、道路関係につきましては、土砂流出、あとは路盤が流出したりとか、あとは路肩が決壊、また、舗装の未整備地区につきましては路体が洗掘されたりとか、路体が崩壊しているという場所がございまして。また、河川、小さい河川も含めてですけれども、一番多かったのが土砂堆積でございまして。それと、あと、護岸の決壊というふうなことで発生しておりまして、被災箇所については主に江川地区、あとは小屋瀬地区、上外川地区など、葛巻町の南方面の方で今回大きな被災が確認されてございまして。今回の災害復旧に関する補正につきましては、現在まだ災害申請はこれから行うわけですが、現在の見込みでは13件の災害について申請を行うことで予定をしております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

よく分かりました。実は、このように、だいぶ強い雨でしたので、当町には災害がないのかなというふうに心配をしていたわけですが。こういうふうに災害復旧費が140,000,000円もかかってくるような部分については、この災害が発生したならば、やはり、今、江川、小屋瀬、上外川方面に大きな被害があったというふうな話ですので、こういったような部分は、やはり我々にも教えていただいて、そうでなければ何もなかったような感じもしておりますので、こういったような部分については、この災害情報として、ぜひお寄せいただきたいなど、このように思いまして、あえてお伺いをいたしました。何事もなかったような感じでございますので、議会の事務局の方でもいいですから、我々が集まらなくても事務局の方にそのような災害がありましたよというふうな

形になりますと、非常に情報として助かりますが、そういったような情報はいただけるでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

お答えいたします。今後におきましては、庁舎内では情報の共有ということで、分かる範囲で情報共有はしておったところですが、今、委員さんおっしゃるとおり、町民に向けての、その情報発信というものが今後課題になってくるかと思っておりますので、その辺のところも今後考えながら進めていきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。そのようなことで、ぜひ情報を共有するような形をとっていただければ有り難いなということでございますので、よろしく願いをいたしたいなと思っております。

それから、今回の補正全般で、コロナ対策もこのようになっておりますけども、感染症対策が一番優先されなければならないものではないのかなど、このようにも感じておりますし、また、市内の経済対策も非常に低迷しているのではないのかなど思っております。他町村の情報なども収集してみますと、大概この経済対策については似たような対策がとられているような感じがいたしますが、何か町で独自の、この10分の10の補助を受けなくても、ぜひ、これだけはやっておきたいとか、そういうふうな感じでの事業とか、経済対策を向上させている施策がありましたら、この機会にお知らせをいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。先ほども、今回の補正等も含めてであります。経済対策として、これまでも予算計上して対策を講じているのが約1億ほどにはなっているところであります。いずれ、そういう中に、今回の新たな対策といたしまして、飲食店等々について、かなりの影響が出ているということ等もございまして、そういうところに対する対策といたしましても今回講じているところであります。そういう中で、商品券といいますが、5,000円のチケットを3,000円でそれぞれ取得していただきながら、町の方から2,000円の助成をするような内容で、それぞれの飲食店等の利用促進を図っていきたい

というようなことの中で今回新たにもしておるところでありますし、それから、これまでの対策の中で、さらに充実を、あるいは継続という観点の中でも、今回、特産品の販売促進と申しますか、こういう促進に対する冬期版と申しますか、そういう形の中での今回の対策でも計上させていただいているところでもありますし、それから、プレミアム商品券であります。これにつきましても、今回の1億円の部分に対して、125,000,000円になるわけではありますが、これが10月までの期間を町内での利用をしていただく、そして、また、これを機会に地元の購買力を高めていきたいと、そういう形の中での対策であったものであります。これが先般、完売したということでのチラシ等もあったわけではありますが、そういう中に冬期版として、また、その対策も講じている、あるいは町外からの受け入れと申しますか、そういう中での観光客の、あるいは、そういう面での受け入れの対策といたしましても、今回、東京圏の規制がございまして、そういう中に、今回その対策として講じている部分が十分に効果として、まだ出されていない部分もございしますので、それをしっかりと延長しながら、あるいは今後の動向を見ながら対策をさらに継続していかねばならないと、このように思っているところでもあります。そのほかにも、農業あるいは商工関係事業者の事業継承ということの中での対策も進めているわけではありますが、そうした動向等をしっかりと見極めながら、さらに対策を講じていかねばならないと、このように思っているところでもあります。いずれ、それぞれの業務によって、業種によっても、かなり、そういう面での違いもあるわけですので、商工会等とも、あるいは農林業団体も含めてでございますが、しっかりと、その状況を把握しながら、経済対策として、この地方創生臨時交付金を充当しながら対策をしっかりと講じてまいりたいと、このように思っておるところであります。それから、今回、そういう対策等も併せまして、さらに、その後の対策という部分がひとつ考えられるわけではありますが、先ほどの質問にもございました地域未来構想20ということで、国の方としても、さらに、そういう部分を想定しながら各分野の対策を推進しようとするものでございまして、今回予算といたしましては、その調査費ということで、今回1,000,000円ではございますが、その町の実現可能な事業を、そういう面でのしっかりとした調査もしながら、次の対策に結びつけていきたいと思っておるものであります。いずれ、その中に、今、一番流れとして出てきておりますのが、東京から地方への回帰と申しますか、流れが出てきておりますので、そういう中に、その情報基盤を活かしながら、その中のWi-Fi等を整備しながら、東京の企業が職員を地方に、そういう面での派遣をしながら、その受け入れを町の方としてもしていきたいという、そして、そのことが地域の経済であったり、あるいは人口減少、あるいは若者の定住という部分にもしっかりと結びつけていくと、そういう考え方の中で、今回その調査費を計上しているものであります。いずれ、こういう場でも、皆さんからもしっかりと今後の交付金の活かし方、あるいは、こういう対策が今必要だという部分等につきましても、いろんな関係の団体等からお伺いしようと思っておりますが、いずれ、議員の方々からも提案していただきながら、それを、しっかりと対策として皆さんから、住民の意向も含めてでございますが、対策として盛り込んでまいりたいと、このように思っておるものであります。よろしくどうぞお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

どうもありがとうございました。そのとおりかと思えます。非常に地域経済、冷え込んでいるようでございますので、積極的な国の制度を活用したもの、あるいは、それできない部分については、町独自の施策でもよろしいかと思っておりますので、そういったようなところを、まず、人が働く場所の確保とか雇用とか、そういったような部分を重点的に、まず、地域経済を向上させるように努力をしていただきたいということで、私は終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。姉帯委員。

姉帯春治委員

13 ページの6款、畜産業費の基盤整備事業費だと思いますけども、この面積はどのくらいになっていますか。それと、あとは、何世帯の人数になっていますか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

今回の草地畜産基盤整備事業につきましては、県の農業公社が事業主体となって進める畜舎整備事業でございます。補正の部分につきましては、畜舎の整備事業費の増額によるもので、1棟でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

この基盤整備は前に原発の風評被害がかなりあったわけですが、そのとき、かなり更新したはずですが、まだまだ、この酪農家の方々が大変厳しいようですので、おそらく秋に更新するのが一番いいのかなと思っておりますけども、その点については、まだまだやるところがあるように見えていますか、更新するのが。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

この事業はですね、農業公社によります畜舎整備事業とか草地更新が事業種目となっておりますが、草地更新の部分は一部分の事業でございます、主に畜舎整備を中心とした事業というようになっております。委員のご指摘のとおり、原発事故が起きたあと除染事業を進めてきたところなんですけども、その事業もなくなりまして、そういった状況の中で、JAさんとも協議してですね、草地更新に力を入れてほしいというようなことが今年の秋にありましたので、令和2年度におきまして、町単独のですね、草地更新支援事業ということで、草地更新の資材等を補助する事業を新たに作って、草地更新は今ご質問の事業とは別に動いている状況でございます、予算額3,000,000円で現在草地更新の事業は動いているという状況でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

まず、分かりました。あとは、その下の6款の林業管理費ということでございまして、七滝の歩道を整備したということですけども、私は行って見てはいませんが、どういう整備をしたのか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

七滝につきましてはですね、ちょうど七滝の下のところから一番上のところまでですね、木橋でございますとか、階段でございますとか、歩く部分については手すりがあったりするわけでございますが、これらがですね、時間が経過して腐ってきて危なくなっているというようなことで、これらを改修するものでございまして、今回の補正予算のご承認をいただいた後に発注する予定になっているものでございます。よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

この七滝の部分については、おそらく20年以上になっているのではないかなと思いますけども、おそらく、この歩道の部分については地盤が岩ですので、その手すりなんかも、かなり危険なので、現場を見ながら、かなり吟味しないと、かなり沢が深いということでケガをする恐れもあると思います。それと、階段も長いのがありますけども、行って見てはいないけども、おそらく腐っているのではないかなと思いますので、その

点についても考えていただければなと思っています。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

ご指摘のとおり、危険な状況になっている部分につきましては対処してまいりたいと思います。冬部地区の貴重な観光資源にもなっておりますので、できるだけ多くの方が安全に来ていただけるように対応してまいりたいというように思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第40号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第40号、令和2年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第40号、令和2年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第41号、職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第41号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第41号、職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第41号、職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第42号、防災行政無線デジタル化工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第42号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第42号、防災行政無線デジタル化工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第42号、防災行政無線デジタル化工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第43号、財産の取得に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第43号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第43号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第43号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

ここで、11時15分まで休憩します。

(休憩時刻 10時59分)

(再開時刻 11時15分)

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

輝くふるさと常任委員会議案審査、次に、日程第6、認定第3号、令和元年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定についてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。山崎委員。

山崎邦廣委員

お尋ねします。主要な施策の成果に関する説明書の29ページでございます。令和元年度における歳入、歳出の構成割合が示されております。その中で、自主財源確保の取り組みについてであります。町税などの確保について、どのように対応しているのか、お伺いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子さん）

ただいまのご質問の方に、お答えしたいと思います。自主財源、町税等の確保についてですが、例年、町税等の特別対策本部会議ということで、法人等を決定しております。現年度の税金を優先するとか、あと、延滞金の適切な徴収による納期限内納付の推進、あと、滞納事案の処理件数を増やすというような法人等を定めて、年間スケジュールに沿って進めております。あと、徴収率の向上ということで、口座振替の推奨、あと、平成30年度からはコンビニ納付での利便性を図っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

それでは、町税以外の部分、依存財源等入ると思うんですが、町税以外の部分での確保につきましては、どうでしょうか。お伺いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。自主財源の関係であります。今、住民会計課長の方からは町税に係る自主財源の考えをお話したところでありますが、自主財源には、そのほかに分担金、そして、また、負担金、使用料とか手数料、さらには財産収入であったり寄附金、あるいは繰入金とか繰越金等々が入ってくるものであります。そういう中に、先ほど、委員の資料の方でもお分かりのように、自主財源が全体で1,890,000,000円ほどになっているものでありまして、全体の依存財源と自主財源の関係があるわけではあります。自主財源は27.1パーセントほどになっているものであります。その中にも、税の関係は先ほど申し上げたような内容になるものでありますし、それから、税外収入についてあります。これにつきましては、税のほかに町有財産の効率的な運用によっての財

産収入の確保ということ、あるいは、今、ふるさと納税等々の制度によりまして、寄附金の確保をしているわけでありまして、多面的な対応を講じながら、その自主財源の増加に努めているところであります。そういう中に、繰越金が自主財源としての大変大きな区分になるわけでありまして、今年度においても、その基金の取り崩し等に充当するといえますか、そういう基金の繰入金等も含めてのものでありますので、そういう中で自主財源の確保を確実に努めているものであります。町としては財政基盤が弱いという部分もありますので、令和元年度末であります、そういう中で基盤の強化といえますか、そういう観点からも基金の造成を図っているわけでありまして、そういう中で、令和元年度末においては56億ほど、総基金でありますけれども、そのようになっているものであります。いずれ、これにつきましては、財政の安定性、そして、また、弾力性を高める狙いも持っておるものでありますので、今後も基金を活用しながら、安定的な財政運営といえますか、これに努めてまいりたいと、このように思っておるものであります。いずれ、大きなものは町税の部分に入るわけでありまして、そういう中で対策といたしましても、これまでも県の地方税の特別納税整理機構の方とも連携を図りながらであります、そういう職員の質の向上等、ノウハウ等をしっかりと指導していただきながら、その連携のもとに、その確保に努めておるところであります。よろしくどうぞお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

もう1件、お尋ねをいたします。同じく46ページであります。令和元年度の不用額調書のところで、一般会計の合計がここにございます。合計で支出率の方が70パーセントとなっておりますが、その具体的な内容について、お伺いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

46ページに、今質問のありました、決算における予算に対する支出済額の割合なわけでありまして、70.4パーセントということになります。これには、執行率が70パーセントということになりますと、かなりの不用額といえますか、そういう状況に見えるわけでありまして、この中には令和2年度への繰越額が2,064,000,000円ほど入っておりますので、実質的な予算執行といたしましては92パーセントほどになっているものであります。いずれ、最近の町の執行率は92から94くらいに推移しているわけでありまして、そういう状況の中で、今回は多少、例年よりは、そういう面でも多いような状況となっているものであります。いずれ、この執行率につきましては、概ね95パーセントを目標にしながら、その理想的な水準というものであります、そういう考えの

中に今執行をしているわけでありまして。そういう低かったひとつの理由であります。措置された予算に対して少額の経費で事業を実施したというのが、ひとつあるものでありますし、そういう要因もあるわけでありまして、それから、そういう面での予算が抑制されているという、それから、予算編成段階においてであります。さらに事業の精査と申しますか、これらもしっかりと進めていかなければならないと思われること等もありまして、これについては、事業の内容の細かい積み上げをしっかりとしながら進めなければならないというような部分も、今回の執行率等々から見ますと、そういう部分がひとつの対策として、しっかりと進めていかなければならないと、このようにも認識もしているところであります。この額につきましては、例年、最終補正の中で調整をするわけでありまして、どうしても3月の補正に向けて、1月にその全体的な事業の精査をしながら計上しているのが実態であります。そういう中に、その時点で最終的な見通しと申しますか、そういったものができにくい、事業によってはあったりするもので、今回のような額にはなっていると、このように思っておるところであります。いずれ、今後においては、その辺の精査をしっかりとしながらあります。執行率を、先ほど申し上げましたように、95程度に執行できるように今後進めてまいらなければならないと、このように思っておるところであります。よろしくどうぞお願い申し上げます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

説明書の42ページでございます。42ページで、この表を見てみますと、普通税の町民税で特に現年課税分、現年分のことを申し上げたいと思っておりますが、現年課税分で金額を昨年度と比較して見ますと、多くなっている実態でございます。ここの表には出ておりませんが。それから、法人では、1件で4,000,000円を超える収入未済額が出ているわけです。こういったようなことで、普通税の部分でも、全体の部分の徴収率を見た場合でも、昨年度と比較すれば落ちているというふうな形になろうかなと思っております。それで、最初に、この町民税の部分ですが、こういったような現年課税分が、このように非常に多額になっている要因、そして、また、昨年度より悪化している要因、そのあたりは、この数字見れば、すぐ一目瞭然に出てくるわけでございますので、そういったような要因は何なのか、その要因をお聞かせいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子さん）

資料を見ていただければ分かるように、ちょうど、特に法人税、現年度分の法人税割については、徴収率63.1パーセントということで、町民法人税全体、町民税全体でも94.1ということで、前年度を大きく、1.5ポイントほど下回っております。要因として

は、町内に本社がある1法人ですけれども、そちらの法人の法人税が、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少しまして、徴収猶予を申請したことによります未収金となります。1法人で4,030,000円ということで、大変金額が大きかったため徴収率に影響してしまったことが原因となっております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

ちなみに、法人税のことはお伺いいたしました。現年度分も昨年よりは、この金額的には多くなっているのではないのかなと思っておりませんが、皆さんの努力は分かりますが、その要因等について、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子さん）

個人未収金についてですけれども、町民税の個人の方ですけれども、こちらの方も、ちょうど年度末にかけまして、コロナウイルス関係の方で、ちょっと徴収できなかったという点もありまして、ちょっと徴収率の方が落ちているかなと推測しております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、どちらもコロナの影響が、こういったような税金にも寄せられているというふうな考えでよろしいですね。法人の4,000,000円を超える、この未済額ですが、徴収猶予のものを調書とっているというふうなことなんですが、これも、法人がこれまでは、ずっと100パーセントの徴収率になっていまして、非常に目立つんですね。これ、また、繰り越したりなんかしますと、また、大変なことになるのではないかなと思っているんですが、これは今年度中の徴収の見込みはどのような形になるでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子さん）

お答えいたします。この法人ですけれども、2月に修正申告をいたしまして、法人税割が増額になったものです。そこに、コロナウイルス感染症の拡大の影響で事業に打撃を受けたということになります。4月末に徴収猶予の特例が成立したことで、法人の方

から徴収猶予の申し入れがありまして、町には6月中旬に申請がありました。法人では、国のセーフティネット等の補助金の申請、また、交付も受けておりまして、先月、8月に法人の方が来庁した際に、これからの納入の見通しを伺っております。当町の方には今月、9月から計画的に毎月納入するということで、3月末までには完納するというを確認しておりますので、次年度への繰り越しはないものと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、分かりました。徐々に納入していくというような姿勢があるようでございますので、ぜひ来年度は、この部分についてはゼロになるよう特段の徴収に力を入れていただきたいなど、このように思います。それから、また、小さな話なんですけど、これも、でも、自主財源の確保というふうな面から申し上げたいわけですが、同じく42ページですが、昨年度、全く、こういったような調書には出てこなかった部分で、1件であまり多額でない未済金があるわけです。児童福祉費の負担金では1件の112,000円です。それから、使用料及び手数料で、農業使用料で1件で106,260円、それから、学校施設使用料で現年分で1件で60,000円、それから、諸収入で、雑入で1件で203,338円になっていますね。こういったような金額はあまり大きくないにしても、現年分で、このような収入未済額が出ますと非常に、このような表にした場合でも目立つ資料になってまいりますし、また、その担当職員もご苦労なさっていることとは思いますけども、こういったような部分で、決算までには必ず払い込まなければならないというふうな認識が、まず、職員の皆さん方にはなければ、このような結果になってくるのではないのかなと思います。それぞれ担当あると思いますので、児童福祉費、農業使用料、学校施設使用料、雑入の分、それぞれ、この4件分について、どのような形で現年分の収入がなれなかったのか、その理由を4課にわたりまして、お知らせをいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

こども教育課長。

こども教育課長（千葉隆則君）

2点について、お答えいたします。まず、1点目の児童福祉費負担金、いわゆる保育料の関係でございます。保育料につきましては、年度当初と、それから、9月からの前年度の収入に基づきまして、保育料のそれぞれ見直しということで2回、9月に見直しは行うわけではございますが、その際に、調定金額の方は間違っておらなかったわけですが、口座引落の処理システムとの突合という部分でミスが出てしまったということで、年度末まで、ずっと担当者、それから、納付者の方も気がつかなかったという状況でございます。委員ご指摘のとおり、5月末が出納閉鎖ということは十分承知しておりまして、それまでに処理できなかったということにつきましては、お詫びを申し上げま

す。その後の処理ではございますけれども、通知書に関しましては、保護者さん宛の通知書も一応こちらの方で確認させていただきましたところ、その金額で間違いはなかったわけですが、口座引落の方が少ない金額で、所有者の方、保護者の方にもお詫びを申し上げまして、ご説明をしましたところ、通知はそのとおりだったものが少ない引き落としだったということで、おかしいなとは思っていたということでございまして、保護者の方にご説明を申し上げまして、そちらの方につきましては、6月の29日に納入をいただいたということでございます。

次に、学校施設使用料の現年度分60,000円でございますが、こちらにつきましては、山村留学生寄宿舎の負担使用料でございます。県内生ということで、30,000円の2カ月分ということでございましたが、途中で退学されて盛岡の方にお帰りになった関係で、ちょっと徴収できないまま過ぎてしまったという事例でございます。こちらにつきましても、5月末の時点では、出納閉鎖に近いこともございまして、5月下旬に担当者と私と2人で盛岡市の方まで出向きまして、訪問催告を行いまして、ちょっと5月中は無理だけれども、来月中には納めますということで、こちらにつきましても、6月の30日に納入をいただいて、それぞれ納付をいただいているという状況でございます。なお、5月までの出納閉鎖までに処理できなかったという部分につきましては、例年の業務に加えまして、委員ご承知のとおり、3月の2日から学校等も臨時休業等がございました新型コロナ等の対応等もございまして、それぞれ4月、5月も、それぞれ町も新型コロナウイルス感染症対策本部会議も4月に3回、5月に2回と、それから、新型コロナ関連の予算等について5月の29日にご承認をいただいておりますけれども、そちらへの予算対応ですとか、それから、昨日ご質問いただきました高校生の地域留学推進のための高校魅力化支援事業の4月上旬に内閣府から採択に係るご連絡等をいただいて、早急に事業計画ですとか補助金の交付申請等、新規事業も目白押しであったという部分、新型コロナ、新規事業といった部分もございまして、4月、5月の、そうでなくても、通常であれば前年度の事業報告、補助金の精算ですとか、そういったものに加えて、そういった関連の事業があったということを一応申し上げまして、なんとか、まず、ご理解を賜りたいと存じます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

まなび交流課長。

まなび交流課長（大久保栄作君）

私の方からは農業使用料と雑入の収入未済額の関係で、ご説明をさせていただきます。農業使用料につきましては、総合センターの部屋の使用料でございますし、雑入の方につきましては、同じく総合センターの部屋の利用に係る電気料となっているものでございます。5月末の出納閉鎖、決算を締める時期に、このような未納ということでありましたことから、このような収入未済額としての計上となったものでございますが、その後、納付等、全額納付していただいておりますことから、現在、収入未済額は発生していないものでございます。よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

事情は分かりました。出納閉鎖期までに納入しなければ、このような調書に出てくるというようなことですので、十分お分かりのことと思いますけども、この自主財源の確保の意味では、やはり、きちっと単年度、単年度の現年分については特に留意されて、十分気をつけながら、このような調書には現れないような、やはり体制、指導、そういったようなものが必要ではないのかなと思っております。今お話お伺いしましたら、納めていただいた分もありますし、すぐに納めるというふうな形もあるようでございますから、これが年度内に、そのような形にいくような、ぜひ対応をしていただきたいなど、あえて申し上げさせていただきたいと思っております。

次に、40 ページ、44 ページ、あるいは 42 ページも係るかも分かりませんが、不納欠損額が出ております。40 ページお開きになっていただければ一目瞭然にお分かりでしょうか。普通税で 379,000 円となっておりますね。これは固定資産税なようですけども、こういったような部分、町民税ではないようでございますけども、この不納欠損額の、その多く出たとか、出ないとかというふうなことではなくてですね、法律に基づいて、この不納欠損の部分についてはやらなければならないわけでございますけども、この内容を見てもみますと、42 ページの収入未済額を見てもみますと、平成 21 年以前の部分も大分あるわけですね。普通税の町民税、固定資産税もありますし、一部、軽自動車税もあります。こういったような部分では、本当に、こういったような部分が債権が続いているのかなというふうに思うわけです。ですから、この金額の多少に関わらず、法律に基づいた、この不納欠損がある部分については、もう不納欠損の処分を私にしていすべきではないのかなと、そのことによって、この徴収率にも影響が出てくるのではないかなと、このように思っておりますので、ないから、やらないというのであれば分かりませんが、もし、中身を吟味されまして、そのような法律に基づいた形でやれば、44 ページに法律の関係が書いてありますよね。地方税法の 18 条第 1 項でほとんど、固定資産税の部分についても 379,000 円になっていますし、また、特別会計であります国民健康保険税では 3,000,000 円を超える、この不納欠損なわけですが、こういったような多額になりましたら、むしろ地方税法に基づいた、このような事由があれば当然しなければならないわけですが、本当に平成 21 年度以前の滞納額については、こういったような事例がないのかどうか、お伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子さん）

ご指摘のとおり、滞納死亡者の案件の件ですけれども、国保税を含みまして、現年度

末で約108件、21,300,000円ほど、未収金全体でも、全体の約25パーセントが死亡者案件となっております。うち、納税義務者が町内にいる案件が、そのうち7割ほど、70件ほどで13,400,000円ほどになっており、町外にいる場合は死亡者、死亡等の現況の確認や、財産の調査等に非常に時間を要しているような感じになっております。このように古い案件等になりますと、納税義務者の調査をして、一つひとつの督促状、分納誓約等の調査などが時効が消滅していないか、あと、承継税額を確定させるというには多大な労力、時間等がかかっております。しかし、放置せず、今後進めていかなければならない課題ではあるということは認識しておりますけれども、現段階では実務的には新しい滞納繰越を増やさないために、現年度を優先して、なるべく5年以内の滞納分等について分納誓約、差し押さえ等、滞納処分を進めているのが現状でございます、ちょっと古い滞納分の方がなかなか手を付けていないということが現状でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

いろいろ事由があるかと思えますけれども、不納欠損は悪いというふうなイメージではなくて、法律に基づいた場合にはやって整理した方がむしろよろしいのではないのかなということをお願いしたいわけですから、そういったような調査を十分吟味されまして、次年度までには、こういったような調査をされて、改善をしていただければなというふうなことでございます。私は歳入の方は以上で終わります。次の方をお願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

では、歳出の方でお伺いをいたしたいと思えます。まず、説明書の69ページに地域おこし協力隊の経費が載っております。5人の協力隊の方が、いずれも任期満了というふうなことになるようですが、現在、そうしますと、何人か隊員の方が残っているのでしょうか。それから、また、この5人の協力隊の方のうち1人は定住、起業で補助金の実績もあるような中身になっております。もう1人は山村留学の寄宿舍ハウスマスターで採用になっているんですかね。5人のうち2名は、このような形で、ある意味では所期の、こういったようなことを目的に、住んでもらいたいというのが協力隊の方々の目的だろうと思っておりますが、現在の協力隊員の状況はどのようになっているか、お知らせをいただきたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしやい葛巻推進課長（石角則行君）

ただいまの協力隊員の質問に関して、お答えいたします。この69ページに実績として書いてありますとおり、まず、5名の、昨年度は、この様々な協力隊員が葛巻に着任しておりました。委員さんおっしゃいますとおり、この上から3番目のですね、高原牧場観光プロデューサーをやっていた方が、今現在、葛巻に残っていただきまして、起業して定住というふうになっております。下にハウスマスターと、上にもハウスマスターとあるんですが、その方は、ちょっと高校魅力化コーディネーター兼ハウスマスターの方は一旦退任なさって、岩手県内の方ですが、地元の方に帰って活動しているということで、下の部分は昨年度募集して、新たに現在4月1日以降に着任したということでございます。このような形で葛巻を、残念ながら、次の志、あるいは方向性をですね、違うところに見出して行ったという方がおりますが、これまで、あと1名、合計6名が葛巻町に経験値として着任したわけですが、1名の任期終了後の定住、そして、起業というのは大変大きな成果であるとは見ております。以上になります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

一般的に、地域おこし協力隊員の活躍ぶり、これまで5人、6人ですか、活動していただいて、やはり必要だなというふうな認識があるのかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

いらっしやい葛巻推進課長。

いらっしやい葛巻推進課長（石角則行君）

委員さんおっしゃるとおり、この6名の方々が葛巻で様々な活動を通しまして、地域の方々と関係人口をつくったりとか、活動してきた、特にDMO活動に多く参加していただきまして、地域外から見た視点でですね、様々な取り組みをしていただいた、また、その着任いたしました企業、あるいは役場の関係部署等におきまして大変大きな成果を残したということでは聞いております。今後におきましても、やはり、こういうふうな制度を活用しまして地域に、このような方々を迎えて、そして、その活力が葛巻にも反映される、やがては、その方々が葛巻を好きになって、葛巻で、ここで生涯暮らしてみたいなというような思いで定住するのが最終目的のひとつではあるわけで、そのような関係人口を築いていくということでは、今後もですね、この地域おこし協力隊の制度は続けていきながら、様々な方面で活用をということでは考えているものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

まだまだ、これは国の方の補助事業が続くものですか。今も募集しているというふうなことですか。もう少し詳しく教えてください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

いらっしやい葛巻推進課長。

いらっしやい葛巻推進課長（石角則行君）

お答えいたします。今の募集ということにつきましては、予算は今年度としてはおりますが、このコロナの影響で、なかなかですね、この地域おこし協力隊の隊員には要件がございまして、いわゆる都市部から来るということで、今、移動制限という形ではないんですが、都市の方から来る方が多くて、そのような方を迎えられる今時期ではないということからも募集を具体的に、この職種、あるいは、こういった人材をということではやっているものではございませんが、構成とすれば今後このような人材が必要ではないかということは内部協議を進めておる状況でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

よく分かりました。コロナでなかなか、そのような状況にはないというふうなことですね、分かりました。

あと、次に70ページの観光事業の関係ですが、町家の旧遠藤邸の水廻り工事2,850,000円ほどで整備したようでございますが、だいぶ整備になったのかなど、まだ私は見ておりませんが、たくさん、こういったように事業費を投入しておりますので、その活用状況と、あと、この活用されるような、貸出方法はどのようになっているのか、お知らせをいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

いらっしやい葛巻推進課長。

いらっしやい葛巻推進課長（石角則行君）

お答えいたします。まず、水廻り工事の部分について具体的に申しますと、男女のトイレの水洗化ですね、設置したものと、あと、流し場を少しつくりまして、整備したというのが主な内容でございます。活用につきましても、ここを使いまして様々な部会の会議であるとか、あるいは、昨年度、3月にはちょっと、ひなまつりでの、以前にやった、商工会婦人部等のやったものはできなかったんですが、お祭りですね、秋まつりなどで、そこを本部にしてやったりとか、そして、様々な展示をしてですね、見せてや

ったもの、あるいは昨年度はやどり木さんですか、中心になりまして、クラフト市などを使ったというふうな実用事例もございます。そのような形で、活用につきましては、町有財産ということでもありますので、申請をしていただきながら、そちらの許可という形で、使いやすいようにということで水廻りを整備してやっていただくようにしたというものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

現在なかなかコロナで集会とか集まる機会も少ないと思いますけども、この活用も促進することが町内の活性化にもつながるかと思っておりますので、ぜひ、そういったような、落ち着いた際には活用の状況とか、貸出方法等を町民の方々に使っていただけるような方法を周知をしていただければなと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

もう1点だけ、お伺いをいたしたいと思っております。ページが説明書の110ページですが、ここに葛巻高校の新入学生の制服購入費用が計上になっておりまして、2,700,000円ほどの決算額になっております。これについては、これでよろしいと思っております。異論はございませんが、ただ、この高校に、このように購入費用を交付されている部分については、では、義務教育の小学1年生とか中学1年生に対する、こういったような助成はなくてもいいのかなと考えたわけです。こういったような部分では、どのようなお考えなのか。また、少子化になっておりますので、できれば小中高まで一体的な、このような助成があれば子育てにもやさしいのかなと思う観点から申し上げるのですが、いかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、こちらの方からお答えをさせていただきますが、葛巻高校の新入生に対する制服の支援ということで、その実績がここに載っているわけではありますが、高校生だけではなくて、小学校、中学校も含めて、そういう考え方はないかということでございますが、まず、葛巻高校の新入生の支援につきましては、葛巻高校の存続が大きな課題でございます。そういう中に、その魅力化という観点の中で、この制服の支援というだけではございませんが、様々な対策をこれまで、公営塾含めてでありますけれども、そういう中での葛巻高校での生徒の後押しをするといいますか、その夢を叶えるという観点での支援等々もしながら、ここまできているわけであります。そのほかにも、高校存続に向けての様々な支援を行っておりますが、そういう中で、特に、その葛巻高校の高校存続という観点の中で、さらに、この制服の支援をここまでしてきているという

のが、そういう考え方からのものであったものであります。したがって、その小学校、中学校の支援という部分まで含めてということには現段階ではなっていないものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、少子化の段階で、このようなことも、私もそう思っておりますけれども、町民の間からも、やはり義務教育の部分についても、このような、制服はなければ被服助成のような感じでも、ぜひ考えていただきたい。これは、これからのことでございますので、そういうふうな意見もあるというふうなことを十分お分かりになっていただければと、このように思っておりますので、今日はこの辺で終わりますけれども、よろしく実現方お願いしたいと思っております。私は以上で終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。遠藤委員。

遠藤裕樹委員

107ページでございますが、教材備品関係でございます。現在、文科省が進めておるGIGAスクール構想がございまして、学校における教育用コンピューターの設置、無線LANなどの通信ネットワーク等の整備というようなことで、当町におきまして、このGIGAスクールに対する対応はどのようになっておるのか。また、ICT環境の整備等はどのように取り入れていっておるのか伺いたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

こども教育課長。

こども教育課長（千葉隆則君）

お答えいたします。GIGAスクール構想につきましては、端末の契約につきまして、財産取得で先ほどご承認いただいたところでございますが、基本的には1月末の導入ということで、実際の運用につきましては3月以降、3学期以降に校内LANと、それから、パソコンの機器を併せて今後活用していくという、1人1台、今後まだ、こういった地域では5Gはあれですけれども、そういったパソコン環境等に、いずれ小、中、児童、生徒のうちから馴染んでいくという考え方のもとに今進めているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

遠藤委員。

遠藤裕樹委員

このデメリットといたしましてはインターネットの問題があるということでございますが、生活のリズムとかモラルの問題、そして、そういった様々なインターネットに関わる問題があると思いますが、これに対する対処とかというのは考えておるのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

こども教育課長。

こども教育課長（千葉隆則君）

先ほどのGIGAスクールの家庭、弊害的な部分を委員おっしゃられておりますけれども、GIGAスクール構想におきましては、基本的に学校内での使用ということで、家庭への持ち帰りという部分は想定してございません。あくまで学校の授業の中で使用するということの対応を想定しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

遠藤委員。

遠藤裕樹委員

あとは、この、いわゆるICT教育に関してなんですけども、教員の研修は、これについて十分であるのか、すぐ対応できるという状況にあるのか、そういった問題があると思うんですけども、いかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

こども教育課長。

こども教育課長（千葉隆則君）

お答えいたします。教職員もですし、児童、生徒も当然、そういったICT環境につきましては当然、機会があれば、そういった研修等に教職員の派遣、研修の受講につきましては、もちろんでございますし、基本的には直接触れて操作をしていただくという部分で、かなりの部分が網羅できるものではないかと一応考えております。よろしくお願いたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

遠藤委員。

遠藤裕樹委員

以上で終わりたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、認定第3号を採決します。この採決は、起立によって行います。認定第3号、令和元年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、認定第3号、令和元年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

ここで、昼食のため、午後1時15分まで休憩します。

（休憩時刻 12時06分）

（再開時刻 13時15分）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

輝くふるさと常任委員会議案審査、次に、日程第7、認定第4号、令和元年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、認定第4号を採決します。この採決は、起立によって行います。認定第4号、令和元年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、認定第4号、令和元年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第8、認定第5号、令和元年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、認定第5号を採決します。この採決は、起立によって行います。認定第5号、令和元年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、認定第5号、令和元年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第9、認定第6号、令和元年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、認定第6号を採決します。この採決は、起立によって行います。認定第6号、令和元年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、認定第6号、令和元年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第10、同意第4号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、同意第4号を採決します。この採決は、起立によって行います。同意第4号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意す

ることに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、同意第4号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、日程第11、同意第5号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、同意第5号を採決します。この採決は、起立によって行います。同意第5号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、同意第5号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、日程第12、同意第6号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、同意第6号を採決します。この採決は、起立によって行います。同意第6号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、同意第6号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

ここで、当局の方々は、退席していただいて結構であります。

(当局退席)

(休憩時刻 | 3時30分)

(再開時刻 | 3時32分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

次に、日程第13、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願書についてを、議題とします。

はじめに、請願書の朗読を求めます。議会事務局長。

議会事務局長 (触沢誉君)

この請願は、2020年8月3日、岩手県教職員組合いわて盛岡支部、栗田裕年支部長より提出されたものでございます。紹介議員は、近藤聖議員であります。請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願書。請願の趣旨、新型コロナウイルス感染症対策として3月には全国で一斉臨時休業が行われました。また、4月以降も、再開する学校、休業が延長された学校、再休業に入る学校などがあり、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けています。学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。請願の事項でございます。2021年度政府予算編成において下記事項を実現するために、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関へ意見書を提出すること。1、子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

議会事務局長からの朗読が終わりました。

次に、紹介議員から本請願についての意見を述べていただきます。3番、近藤聖議員。

3番（近藤聖君）

請願第1号に関わる内容については、ただいま朗読していただいたとおりでありますけれども、近藤からも若干説明をさせていただきます。日本の義務教育諸学校の教職員定数と学級編成の基準は、教員1人あたりの児童・生徒数がOECD加盟国の中では最も多いグループに位置しています。配布させていただきました資料の2には、その実態が文書として載っております。現在は、都道府県の裁量で35人学級が可能になっておりますけれども、基準では最大40人となっています。大都市等では当然40人の学級がまだまだございます。欧米諸国では最大で30人、平均で、または標準でも18人から24人学級で実施されているのが普通です。岩手県では小規模校の割合が高く、あまり影響がないように思えますが、逆に複式学級が多く、その解消や新しい教育課程を都会の学校並みに指導する体制を確保するためにも定数改善が望まれます。つまり、極小規模校の教員数も増やす必要があるということでもあります。教育内容は、ここ十数年、新しい教科の追加、英語教育の推進、アクティブラーニング、プログラミング教育の導入等の社会的要請に基づく指導内容の増加など、非常に速いサイクルでの変化があり、小学校高学年の教科担任制も検討されておることは報道でご存じかと思えます。加えて、不登校や適応障害への対応、保護者への対応、事務量の増加、そして、これが一番大きい、今、大きいのですが、新型コロナウイルス感染対策など、少子化が進んでいるのに、ますます現場の先生方の仕事量は増加の一途です。そのため、教員志望数は毎年減少し、大都市では本採用教員の確保が難しくなっているほどです。将来を見据えても、教職員定数の改善が必要と思えます。また、教育にかかる費用及び教職員の人件費は、義務教育費国庫負担制度により、国が負担することが基本原則であると定められております。しかし、現在は国の負担割合が3分の1になっており、地域による教育格差が指摘されていることは皆さんご存じのとおりであります。これを、まず、2分の1に引き戻すこと、これが憲法の教育の機会均等と格差是正、そして、教育の質の確保につながることは確かであると思えます。なお、この内容の請願は、岩手県議会6月定例会議において、それから、盛岡管内では8市町のうち既に6市町で審議され、採択されていることを付け加えます。議員の皆様、慎重審議の上、賛同賜りますようお願いを申し上げて、説明を終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

以上で、紹介議員の意見陳述は終わりました。ただいまの紹介議員の意見陳述を踏まえ、本請願に対して委員各位から意見を伺いたいと思えます。ご発言の方どうぞ。柴田委員。

柴田勇雄委員

この義務教育国庫負担の問題については、請願としては、ここで提出となっておりますけれども、元々古い問題があるのではないのかなと思っております。つまり、義務教育2分の1そのものも、いろいろ考えがあるようですね。2分の1ではなくて全額国でやるべきだというご意見もあるようです。そういったような中で、地方6団体、我々の

上部でつくっております町村議会議長会も、その6団体の中に入るわけですが、もういったようなところで、あと、知事会なんかの部分では、この義務教育の国庫負担をすべて一般財源化にしてやるべきではないかという議論もありました。そういったような議論も経て3分の1になった経過があるようです。本来、2分の1でも負担しなければならないのかどうか、その辺あたりの疑問が非常に残るところでございますけれども、流れは、このような形になって、たまたま、この小泉内閣のときに3分の1になったというふうな、教育改革の中で、そういうふうになったようでございますので、本来であれば、この国庫負担2分の1ではなくて、むしろ何もない方がというふうなことなんです。その辺のところ、もし、お分かりでしたら、紹介議員の近藤議員から、ちょっとお伺いをしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤聖議員。

3番（近藤聖君）

義務教育国庫負担は昭和28年に制定されているんですけども、一度ですね、これを、義務教育国庫負担を全額ということではなく、一度ひっくり返って、一般財源化になった時期があったわけですね。昔の話ですけども、しかし、これは、もう全国のいろんな、教育関係者ももちろんですが、議員からも、いろんなところからも反対があって昭和28年に、これは、やはり国庫負担で負担すべきだということで制定されたものです。それが、その後、政府がずっと財源を考える中でですね、一般財源化をして、その教育の使うお金の分をもっと自由にしようじゃないかという流れがあったようです。そのために、歴史の中で2分の1がバランス的にちょうどいいんじゃないかということになったのではないかと私は考えていますけども、それで、ずっと実行されていたんですが、今お話があったように、小泉改革でいろんなものの民営化、それから、財源の効率化ですか、そういうことで3分の1にして、もし足りない分は各都道府県で一般財源化するか、それで使うような方法でというふうな考え方のようでした。それで、今3分の1になっていると。しかし、そのために各自治体で使う分が、裁量があるんだけれども、その分によって、教育に使われる分が自治体によって違ってくることが出てきております。そのために格差が出ていますと、それで、やはり2分の1に戻すべきではないかという意見が現場や教育関係者からは、ずっと強く言われてきたことであります。葛巻町では、私がお聞きしたところでは、2007年に同じ請願が出されて、採択されて、提出されております。現在、岩手県の中でお聞きしたところでは、先ほど言ったように、盛岡管内では8市町のうち、あと、残りは葛巻町と紫波町だけということですが、紫波町も今回9月議会を出されて、結果はちょっと分かりませんが、そういう方向になっておりますので、ぜひとも葛巻町でも、それに足並みをそろえて、この意見書を提出することが望ましいのではないかと考えております。ぜひともご賛同賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

よく内容をご存知のようですので安心しました、逆に。この資料ですので、紹介議員の近藤議員の資料でございますので、例えば岩手県議会6月定例会議、あるいは盛岡管内8市町のうち6市町で審議され、採択になっているというふうなこともあります。これについては、もしかしたら事務局で確認していることでしょうか。これは、あくまでも請願者の資料ですので、そこのところを、もう一度確認をさせていただきます。

議会事務局長（触沢誉君）

事務局でございます。事務局で確認したところ、先ほど近藤議員がおっしゃられたとおり、広域8市町においては6市町が請願採択されたというふうに伺ってございます。なお、県北地域、例えば一戸町などでも6月定例会におきまして、採択であったというように、お聞きしてございます。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

事務局でも確認済みというふうなことのようでございます。先ほど申し上げましたとおり、一般財源化のお話は、一般財源化されますと、一般財源化の性質からいきますと、何にでも使用できると、教育だけではなくてですね、そういうふうなものに非常に心配があるというふうなことで、この財源化の行方は阻止されたというような、これまでの経緯があるもので読ませていただきました。したがって、この部分につきましては、そのような、この一般財源化についても、いろいろ紆余曲折があって廃止されているようでございますので、現時点では、この2分の1に復元されて、これについては採択するような方向でご検討をしたらいかがでしょうかという意見でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

意見も出されました。ここで皆様にお諮りいたします。これから、この請願についての採決に入りたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、これから採決に入ります。この採決は、起立によって行います。請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願書については、採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願書は、採択すべきものと決定しました。

お諮りします。ただいま、採択すべきと決定した、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願書に関し、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として、議題としたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

これから、追加日程及び発委案を配布します。

(追加日程及び発委案配布)

追加日程第1、発委第2号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを、議題とします。

発委第2号について、朗読を求めます。議会事務局長。

議会事務局長 (触沢誉君)

発委第2号でございます。教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてでございます。意見書でございます。新型コロナウイルス感染症対策として3月には全国で一斉臨時休業が行われました。また、4月以降も、再開する学校、休業が延長された学校、再休業に入る学校などがあり、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けています。学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善におけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、2021年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、強く要望します。1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。以上、地方自治法第99条の

規定により意見書を提出いたします。意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、安倍晋三殿。財務大臣、麻生太郎殿。総務大臣、高市早苗殿。文部科学大臣、萩生田光一殿。衆議院議長、大島理森殿。参議院議長、山東昭子殿。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

議会事務局長から朗読をしていただきました。

委員各位から、このことにつきまして意見を伺いたいと思います。ご発言を求めます。どうぞ。柴田委員。

柴田勇雄委員

ただいまのような原文でよろしいかと思しますので、皆さんにお諮りをいただきたいと思ひます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

お諮りします。これから、採決に入りたいと思ひます。これに、ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、これから採決に入ります。この採決は、起立によって行ひます。委員会発議をすることに賛成の方は、起立願ひます。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、11日の最終本会議で委員会発議することに決定しました。

次に、日程第14、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを、議題とします。

この案件は、全国町村議会議長会から各都道府県議会議長会を通じ、意見書提出の要請があったものであります。ここで、依頼文書の朗読を求めます。議会事務局長。

議会事務局長（触沢誉君）

この意見書提出の要請につきましては、令和2年7月30日、全国町村議会議長会、松尾文則会長から発出されたものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、依頼でございます。新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いております。この中で、地方税・地方交付税の大幅な減少等により、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。このような状況において、地方の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求め、いくことが不可欠です。このため、本会としましても、あらゆる機会に上記趣旨の要

請活動を行っておりますが、各町村議会におかれましても、上記趣旨をご理解の上、9月定例会において、地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書をご議決いただき、地方自治法第99条に基づき国会、関係行政庁に提出いただくとともに、地元選出国會議員に要望するなど、積極的に対応いただくよう、特段のご配意とご協力をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

議会事務局長の朗読が終わりました。

委員各位から、このことについて意見を伺いたいと思います。ご発言をどうぞ。柴田委員。

柴田勇雄委員

現下の新型コロナウイルス感染症拡大の一途を辿っておりまして、当町におきましても、このコロナ対策で大変頭を悩ませているところがございます。そして、また、この財政的にも非常に、このコロナ対策には、この感染症のみならず、経済対策、そういったようなものに取り組む必要があるかと思っております。今回、全国の町村議会議長会の方からの要請というよりも、むしろ自発的な、このような意見書が必要であろうと、このように思っておりますので、今回の意見書につきましては、このような形での意見書で取りまとめを、お諮りいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

お諮りします。これから、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、これから採決に入ります。この採決は、起立によって行います。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書については、意見書を提出することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書については、意見書を提出することに決定しました。

お諮りします。ただいま、意見書を提出することと決定した、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてに関し、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第2として、議題としたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第2として、議題とすることに決定しました。

追加日程及び発委案を配布します。

(追加日程及び発委案配布)

追加日程第2、発委第3号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを、議題とします。

発委第3号について、朗読を求めます。議会事務局長。

議会事務局長（触沢誉君）

発委第3号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書でございます。朗読いたします。新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、安倍晋三殿。財務大臣、麻生太郎殿。総務大臣、高市早苗殿。厚生労働大臣、加藤勝信殿。経済産業大臣、梶山弘志殿。内閣官房長官、菅義偉殿。経済再生担当大臣、西村康稔殿。まち・ひと・しごと創生担当大臣、北村誠吾殿。衆議院議長、大島理森殿。参議院議長、山東昭子殿。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

議会事務局長からの朗読が終わりました。

各委員から、このことにつきまして意見を伺いたいと思います。ご発言を求めます。どうぞ。柴田委員。

柴田勇雄委員

ただいま事務局長が朗読した中身でよろしいかと思っておりますので、皆さんにお諮りをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

お諮りします。これから、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、これから採決に入ります。この採決は、起立によって行います。委員会発議をすることに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、9月11日の最終本会議において、委員会発議することに決定しました。

以上で、本日の審査日程はすべて終了し、本委員会に付託された事件は全部終了しました。これで、本日の会議を閉じます。輝くふるさと常任委員会を閉会します。ご苦労様でした。

（閉会時刻 14時02分）